

三 團又ハ組合ノ區域内ニ居住スル本人ノ後見人、

親族其ノ他適當ナル者

第四條 家長タル地位ヲ剝奪セラレタル者ハ代行者トナルコトヲ得ス

第五條 團又ハ組合ハ正當ノ事由アルトキハ利害關係人ノ申出ニ因リ又ハ職權ヲ以テ代行者ヲ改任スルコトヲ得

第六條 代行者ハ誠實ニ其ノ職務ヲ行フコトヲ要ス

第七條 代行者ト農家トノ利益相反スル行爲ニ付テハ代行者ハ特別代行者ノ選任ヲ國又ハ組合ニ申出ツルコトヲ要ス

第八條 代行者ノ事務ハ團又ハ組合ノ監督ニ屬ス
團又ハ組合ハ何時ニテモ代行者ノ事務ニ付報告ヲ徵シ検査ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第九條 代行者ハ農家財産ニ重大ナル影響ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲スニハ團又ハ組合ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ違反シテ爲シタル行爲ハ本人又ハ代行者之ヲ取消スコトヲ得

民法第十四條及第百四十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十條 團又ハ組合ハ開拓農家ノ資力其ノ他ノ事情ヲ斟酌シ第二條及第三條第三號ノ代行者ニ對シ農家財産ノ中ヨリ相當ノ報酬ヲ與フルコトヲ得

第十一條 代行者ハ其ノ任務終了後二月以内ニ本人ニ對シ代行事務ノ結果ヲ報告スルコトヲ要ス

附 則

本法ハ開拓農場法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

開拓農場法第十四條ノ規定ニ依ル

家長ノ代行者ニ關スル件理由書

開拓農場法ノ制定ニ伴ヒ其ノ第十四條ノ規定上代行者ニ關シ本法制定ノ要アルニ因ル

獨逸統計局の戰爭勃發當時歐洲各國の

人口趨勢調査

今次の歐洲動亂が各國今後の人口動態と隨つて又その人口政策とに割期的なる轉機を齎らすであらうことは想像するに難くないが、さういふ意味で既往をひと先づ一括するといふ目的の下に獨逸統計局に於ては今次動亂勃發年次までの最近の歐洲各國人口動態を集計し、「戰爭勃發當時に於ける歐洲諸國民の生活力と生活意欲」なる題下に各國民の人口趨勢を一覽せしめてゐる。その一覽表及圖表(圖表は一部を省略)は別掲の如くであるが、獨逸統計局の解説するところの大意を掲ぐれば以下の如くである。

年五ヶ年平均	婚姻率		出生率(人口千に付)
	八・四	一八・四	
一九三八年	六・六	一四・六	
白耳義も亦佛蘭西と同じ傾向を辿つており、婚姻率、出生率共に低下を見せてゐる、そしてその出産力が現人口を維持するに足りないと佛蘭西と同じ。その點ルクセンブルグ及びイスも同様である。			
舊チエツコ・スロバキア及び波蘭も同様の低下傾向を示してゐるのは西歐デモクラシー諸國の影響下にあつた當然の結果と見てよく、舊チエツコ・スロバキア内のボヘミア及びモラヴィアの一九三八年に於ける出生率一四・三は同年の佛蘭西よりも互に〇・三だけ低位にある。			
大ブリテンが英國支配階級の經濟及び社會政策的態度と兼ねて又ユダヤ主義との影響の下に民族的衰退の跡を示してゐることは原則的に佛蘭西と同じいが、多少の相異は經濟事情の相異に歸すべきものである。即ち一九二四一二九年五ヶ年平均の婚姻(七・五)及び出生(一七・九)率が佛蘭西よりも悪いのは、ボンド貨の戰前相場維持策に基く經濟的苦境に依るものといへよう。三三年以降には婚姻率は上昇の跡を示し、之と共に出生率も亦上昇してゐこと次の如くであるが、			
一九二四年	七・五	一七・九	
一九三三年	七・七	一四・九	
一九三八年	八・六	一五・五	

民族生物學的衰弱を結果し、婚姻率、出生率共に低下を見るに到つてゐること次の如くである。

右出生率の上昇も實は先立つ婚姻率上昇の結果で、而かもその上昇程度は新夫婦の増加より當然期待せらるべき所の水準にも達してゐない。

北歐諸國（瑞典、諾威、丁抹、斐印蘭）はそ

の經濟の比較的好調と、且つ又北米合衆國の移入制限による從來の移出人口の停止により婚姻率の上昇を結束し、之に伴ひ又出生率の上昇を見たること英國の場合と同様であるが、右出生率の上昇程度は新夫婦增加による當然の豫期程度を超えたものではなく、丁抹の如きは右豫期の程度にも達してゐない。

	婚姻率		出生率	
	年	年	(人口千に付)	年
瑞	一九三四年平均五ヶ年	一九三九年	一九三三年	一九三九年
典	六・四	九・五	一三・七	一五・四
諾	六・〇	八・九	一四・八	一六・〇
威	七・七	九・四	一七・三	一七・八
抹	六・六	八・七	一七・四	一九・九
斐	（一九三八年）	（一九三八年）	（一九三八年）	（一九三八年）
印	（一九三八年）	（一九三八年）	（一九三八年）	（一九三八年）
蘭	（一九三八年）	（一九三八年）	（一九三八年）	（一九三八年）

和蘭は西歐諸國中高出產力を示す唯一の例外國であるが、同國の出產減退傾向は一九三七年の出生率一

九・八を以て停止の域に入り、爾後婚姻率の多少の増加に伴ひ出生率も亦多少上昇してをり、一九三九年の出生率二〇・七は猶ほ獨逸よりも高位にある。

バルカン諸國は一九二四一二九年五ヶ年平均の出生

率に極めて高い出產力を示してゐたが、以後出產制限の風潮は之ら諸國をも襲ふところとなつたこと次表に見るが如くで、このことはブルガリア及びハンガリーに於いて特に著しい。

	出生率	
	年	年
ルーマニア	一九三四年平均五ヶ年	一九三九年
ユーロー・スラビア	三五・五	二八・三
ブルガリア	三四・二	二七・九
希臘	三六・〇	二三・一
ハンガリー	二七・九	二三・五
ハンガリー	二六・六	一九・一

以上の諸國と好対象を爲すものは樞軸諸國で、獨逸の一九三三年より三九年迄の間の婚姻の著増は之に先立つ七年間（一九二六年—三二年）に對し約八十四萬件の増加（舊領域内）を示し、その他獨逸へ歸屬後のオスト

マルク及びズデーテン獨逸地方も同じ歩調を見せてゐる。特に出生率の向上は婚姻率の上昇程度を超えており、出生數の著増が根本に於て國民の増殖意欲の増大に負ふべきことを物語つてゐる。一九三九年の出生總數約百六十三萬三千、出生率二〇・四是概ね現人口維持に必要な最小所要水準を充足したに近いといつてよい。

伊太利もその人口政策的諸対策は自由主義時代の民族衰退の杞憂を停止せしむるに成功したものといつてよく、一九三三年以降の出生率は多少の振幅を除き概ね不變の狀態に安定するに到り、三九年の出生率二三・五は獨逸より猶ほ約三・〇だけ高率であり、隣國のハンガリーより四・四だけ上位にある。

スペインは猶ほ國內戰爭後の人口統計を有たないが、種々の點より好調を期待せしめてをり、ボルトガルも亦その獨裁政府の下に出產減退傾向を弱化せしむるに成功した。（Wirtschaft u. Statistik Nr. 5, 1941 所載）

	婚姻率			出生率			死亡(死産を除く)			自然増加		
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
獨	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
逸(1)	七〇・三〇	七〇・三五	七〇・三六	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
舊領域内	七〇・三五	七〇・三六	七〇・三七	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
ボヘミア及モラビア アントラツ領	六〇・五五	五九・五六	五九・五九	一〇〇・一四	一〇〇・一四	一〇〇・一四	一八二・四〇	一八二・四〇	一八二・四〇	一九・五八	一九・五八	一九・五八
ハンガリー(2)	八〇・三九	七九・三九	七九・三九	一八二・四〇	一八二・四〇	一八二・四〇	五九・四〇	五九・四〇	五九・四〇	五一・五八	五一・五八	五一・五八

	出生率		死亡率(死産を除く)		自然增加率	
	婚姻率	人口千に付	婚姻率	人口千に付	婚姻率	人口千に付
獨逸(1)	一	一	一	一	一	一
舊領域内 モラビア及 ハンガリー(2)	一	一	一	一	一	一
佛蘭西	九二	一	九三	一	九三	一
スイス	九三	一	九四	一	九四	一
白耳	九四	一	九五	一	九五	一
義蘭	九五	一	九六	一	九六	一
和蘭	九六	一	九七	一	九七	一
ルクセンブルグ	九七	一	九八	一	九八	一
大不列顛(3)	九八	一	九九	一	九九	一
アイルランド	九九	一	一〇〇	一	一〇〇	一
瑞典	一〇〇	一	一〇一	一	一〇一	一
諾丁漢	一〇一	一	一〇二	一	一〇二	一
古典	一〇二	一	一〇三	一	一〇三	一
威抹	一〇三	一	一〇四	一	一〇四	一
斐蘭蘭	一〇四	一	一〇五	一	一〇五	一
波蘭	一〇五	一	一〇六	一	一〇六	一
ルーマニア(4)	一〇六	一	一〇七	一	一〇七	一
ユーゴースラビ	一〇七	一	一〇八	一	一〇八	一
ブルガリア	一〇八	一	一〇九	一	一〇九	一
希臘	一〇九	一	一一〇	一	一一〇	一
伊太利(5)	一一〇	一	一一一	一	一一一	一
スペイン	一一一	一	一一二	一	一一二	一
ポルトガル	一一二	一	一一三	一	一一三	一

